

『18才以上のみ対象』家庭用ゲームソフトの広告等ガイドライン』

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会(CESA)は、青少年の健全なる育成を図ることを目的とし、以下のガイドラインを規定する。

1. 本ガイドラインの対象

1. 日本国内で販売される家庭用ゲームソフト（携帯ゲーム機向けを含むが、業務用ゲーム機向け、成人向けPCゲームソフト、携帯電話コンテンツは対象としない。）において、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）の審査により「Z」（18才以上のみ対象）にレーティングされたゲームソフト（以下「対象ソフト」という。）を指す。なお、並行輸入ソフトについては本ガイドラインの対象外とする。

2. プロモーション表現基準

1. 対象ソフトの広告掲出に当たっては、以下のプロモーション表現基準を遵守する。

- ① CEROより指摘された「Z(18才以上のみ対象)に該当する描写」を広告や販促物に収録しない。
- ② ゲーム本編に前項の表現が含まれていることを明示する。
- ③ 「Zアイコン」+「18才未満の方には販売しておりません」のメッセージを表記する。

2. 対象ソフトの商品パッケージについては、前項のプロモーション表現基準に基づいたデザインとする。

3. 広告媒体別ガイドライン

雑誌広告については「学年誌」等に広告を行わない。また「学年誌」等の雑誌媒体での記事の取り上げは辞退する。

4. 店頭・イベント出展等におけるガイドライン(Z区分描写をプロモーションする場合)

1. イベント等で「Z区分に該当する描写」を含み出展する場合には、その試遊台周囲を囲みスペースで分けし、周囲から映像が見えないようにする。また、ヘッドマウントディスプレイ等を用いた周囲から映像が見えない試遊方式の場合は、囲みスペースで無くとも同等の扱いとみなす。なおいずれの場合も、試遊を求められた場合には、必ず年齢確認を実施する。
2. 体験版の配布については、配布時に年齢確認を実施する。

5. インターネット掲載のガイドライン

1. 発売元作成の対象ソフト公式ウェブサイトについては、トップページに、「18才以上のみ対象商品」であること、「18才未満の方には販売していません」の文言を明示し、当該ページの閲覧については、年齢確認を実施する。
2. 対象ソフトのインターネット広告については、掲載面に「18才以上のみ対象商品」であることを明示する。
3. 対象ソフトを販売するウェブサイトについては、購入時に年齢確認を実施する。
4. 各ウェブサイトについては、CEROレーティング紹介ページへのリンクを設けることとする。

6. 改訂

1. 本ガイドラインは、理事会の承認をもって、随時改訂することができる。
2. 改訂後のガイドラインについては、正会員及び賛助会員に通知し周知徹底を図るものとする。

〔付則〕

このガイドラインは、平成20年4月1日から施行する。

平成24年6月20日改訂。

以上